

○5番（山崎 まゆみ君） 山崎まゆみでございます。よろしくお願いいたします。

私の本日の一般質問の前に少しお話をさせていただきます。

世界各国の政治のトップに女性が少しずつ増えていますが、具体的にお名前を挙げるとドイツのメルケル首相、韓国のパク大統領、イギリスのテリーザ・メイ首相、ミャンマーのアウンサンスーチーさんなどなど、今年の夏、東京都知事選で小池百合子さんが当選され、都知事に就任されました。かつては女性といえば補佐的な役割にとどまることが多かったのですが、昨今では、女性も男性とともに、社会のあらゆる分野で活躍する女性活躍推進法もできましたし、政策方針決定の場にも女性がチャレンジしていく、そのような新たな動きが広がっていくことを願ってやみません。

主婦であり、中学生の子を持つ子育て中の母親である私の9月の一般質問では、小中学校適正規模・適正配置についてと、子どもの権利条例についての2点について、一般質問をさせていただこうと思います。

よろしくお願いいたします。

まず1点目、小中学校の適正規模・適正配置についてでございます。

東員町の人口急増のころの20世紀の終わりごろでは、町内各小中学校の教室には子どもがたくさんいて、余裕教室も全くありませんでしたが、近年の少子化に伴う児童生徒の人数減少により、特に城山小学校、笹尾西小学校、笹尾東小学校、三和小学校でも東員第二中学校でも子どもの人数が減ってきています。

人数が多い大規模校と人数の少ない小規模校とを比べると、それぞれにメリット・デメリットがあります。各学年1クラスずつしかない学校では、入学時から卒業まで一度もクラス変えないと、高学年になってくると子ども同士がマンネリ化で煮詰まって、いざこざが出てくることもあるかもしれません。

平成27年に文部科学省で学校統廃合に関する考え方など、小中学校の適正配置に関する指針が改定されました。東員町でも東員町教育委員会からの諮問を受けて、平成26年から東員町小中学校適正規模・適正配置検討委員会が、2年弱という期間で検討結果を提言書としてまとめられました。

子どもたちはクラス変えができるように、小学校では1学年に2ないし3学級が望ましい、中学校では1学年に3ないし5学級が望ましいと検討委員会のまとめにもあります。

そこでお尋ねをします。検討委員会からの提言を受け、適正化に向けた取り組みの計画は今後どのように進められますか。いなべ市では来年度から藤原地区の小学校を1つの小学校に統合され、その統合された小学校の建物を藤原中学校の敷地内に建設される、そして小中学校一貫教育をスタートされるということだそうですが、東員町では中長期視点で小中学校一貫教育へのステップアップを目指し、1校に統合すべきという検討委員会の提言内容についてはどのように対応され、取り組みを進めていくのですか。

さらに老朽化が著しい東員第一中学校の建てかえ、あるいは移転についてを、ここ1～2年で方向性を決めると町長は表明されていますが、進捗はいかがですか。小中学校の統廃合につ

いては、漠然としたうわさが一人歩きをしており、困惑されている保護者の方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、小学校の適正規模・適正配置についてと小中学校一貫教育の計画については教育長さまに、東員第一中学校の計画については町長さまにお答えをいただけましたら幸いです。

よろしくお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） では私のほうからは東員第一中学校の建てかえについて、お答えを申し上げたいと思います。

その前に本町の子どもの状況を少しお話をさせていただきたいと思います。

人口減少、少子高齢化社会を迎えまして、本町だけではなく、どの自治体でも子どもの数は減少傾向にあります。そんな中、本町では子育て教育の政策を教育委員会に一元化して、16年一貫教育プランの実践を中心とした子育て環境の整備、加えて子育て家族の負担軽減を図るための政策を組み合わせることによって、子どもの成長に適した環境があるとの評価を他市町からいただいております。

幸いにも若干ではありますが、今、神田・稲部地区を中心に、本町における子どもの数は少し増加をいたしております。これからは笹尾・城山地区の空き家・空き地を活用した、この地域の人の循環というものを図ってまいりたい、そして子どものにぎわう地域づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、第一中学校の件でございますが、平成26年8月に、教育委員会から東員町小中学校適正規模・適正配置検討委員会へ諮問をしておりました小中学校の規模及び配置の適正化について、基本的な考え方やその方策について協議を重ねていただき、本年2月、教育長あてに提言書をいただきました。

その中で「東員第一中学校の建てかえが急務であり、桑名市寄りに建設されていることから、通学距離の均衡化を考慮することや建設費の財源確保を図る必要がある」といった提言をいただきました。

現在の場所に建てるのか、あるいはほかの場所に移転するのか、提言を踏まえつつ、財政的なこともございますので考慮をさせていただいて、早急に決定する必要があると考えております。

学校の規模や事業費、建設の時期など、スケジュールを含めて、方針を私の今の任期中に町民の皆さまに提示できるよう、教育委員会で策定作業を進めております。

現在、教育総務課を中心に先進地の調査や事前の県への相談等を行っております。その後、方針案ができましたら、議会に相談をさせていただきたいと予定をいたしております。

一般的には学校建設は国や県への事業申請から始まり、これが最短でも3～4年程度かかると聞いております。東員第一中学校の建設は最重要課題と認識しておりますので、スピード感をもって進めていかなければならないと考えてます。そのために財源確保も含め、議員各位の

ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 私の方からは小中学校適正規模・適正配置について、お答えをいたします。

本町においても時代の変化に伴い、小中学校の規模等にいろいろな課題が見えてまいりました。具体的には児童生徒数の減少による学校の小規模化、一部地域での住宅開発等による児童生徒数の増加による教室不足、さらに学校施設の老朽化等、いろいろな課題が生まれてきました。

この課題に対応し、東員町の小中学校のよりよい教育環境の整備と充実した学校教育の実現に資するため、平成26年8月27日に検討委員会を発足をさせていただきました。

そして本年2月には、今後行政が学校規模及び配置の適正化に取り組むに当たっての原則と方向性を示す内容が提言書としてまとめられました。

ご質問にもありますように、同検討委員会の提言書の中で、東員第二中学校区にあります笹尾西小・笹尾東小・城山小の3つの小学校の統合も提言をされております。

学校ごとに児童生徒数の増減傾向を分析し、将来予測を行った結果、それら3小学校の児童数の推移を見ると、現状の人口予測でいけば10年後には4分の3程度に、20年後には半数近くに減少することが予想をされております。

このような状況から、教育効果の向上を考えた場合には、より多くの児童生徒がいることによって学習面での学習意欲の向上、生活面での心のたくましさや多様な人間関係が築きやすいことなどの理由から、学校の統廃合も必要になるとされております。

しかしながら教育委員会といたしましては、笹尾・城山地区の継続的発展のためには学校の存在は欠かせないものと認識しており、統廃合の問題は慎重に検討していきたいと考えております。

さらに町全体でも人口増の取り組みを進めようとしており、将来的に校舎の老朽化に伴う増改築等による財政負担等や予想を上回る少子化等が進行する場合、検討していかなければならないと考えております。

なお、具体的な目安といたしましては、複式学級になるような学級規模の予測がされる場合、ここ数年はそのような見通しはありません。

また、将来の3小学校の統合に当たりましては、東員第二中学校との施設一体型小中一貫教育を導入し、地域の活性化のためにも、先進的で魅力ある学校教育の構築を検討する必要があるとの提言をいただいております。

子どもたちにとってよりよい教育環境、教育条件をどのように整えていけばよいかを念頭に置き、社会情勢の変化や学校固有の課題、地域の状況などに配慮しながら慎重に検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎まゆみ議員。

○5番(山崎 まゆみ君) ありがとうございます。

私のほうで城山小学校の保護者と東員第二中の保護者、20人ほどの方々にヒヤリングをさせていただきました。「少人数のほうが先生の目が行き届いていいです」という声がほとんど全ての方がおっしゃられました。しかし意外だったのは、ほとんど全員の方が「笹尾・城山地区で新たな場所を選定して小学校を1校に統合してほしい、そして少しでも早くしてほしい」という声が多かったことです。理由としてお尋ねをしたら「城山・笹尾地区ならそんなに遠くないので、城山小学校に通うよりも統合された別の小学校に通うと足が鍛えられて子どもにもいいと思うから」という理由などをおっしゃられる方もありました。

このように地域の保護者の方は、いろいろ子どもの状況を見ながら新しいものを求められるという、そういう体質がおありだとは思いますが、このような声がありますけれど、これについてはいかがでしょうか。

○議長(三宅 耕三君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) お答えをさせていただきます。

僕もちょっと意外やなというような感想を持ちました。ただ、一つのご意見であるなと思います。そういうような今後も住民の皆さんの、そして対象の保護者の皆さんのご意見を、いろんなところでお聞きしなければならないなと思っております。

それから笹尾・城山地区にある小学校ですが、小学校の大体の通学距離というのは4キロ以内という設定をされておりまして、当然どこかに統合した場合でも、円を書いた場合には全て4キロ以内に入るということで、可能な地域であるなと思っております。

以上でございます。

○議長(三宅 耕三君) 山崎議員、手を挙げて発声をしてください。

山崎議員。

○5番(山崎 まゆみ君) ありがとうございます。

そしてもう1点、お願いをいたしたいと思います。

番外編なんですけれど、財政のことを考えてなんです、福井県の事例ですが、財政状況が悪化する中なので、今後は受益者負担、要するに地域とかPTAの方が負担という学区施設整備及び維持修繕も検討していくべきという自治体もあるということだそうですが、東員町については将来このようなお考えが出てくるのでしょうか、いかがでしょうか、お願いいたします。

○議長(三宅 耕三君) 岡野教育長。

○教育長(岡野 譲治君) その考え方は初めて聞かせていただいたんですけども、今、私の立場といたしましては、教育委員会が公立学校の設置管理者として責任がございますので、現在はそのような考え方は持っておりません。

○議長(三宅 耕三君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) その考え方は今、想定の中に入れておりません。子どもをだれが育てるのかということだと思います。保護者が育てるのは当然ですけども、子育て教育というのを、やっぱりそれなりに行政が担っていくということは、私は本当は国が担わなあかんと

思っておるんですよ、国がもっと。少なくとも行政がそこを担っていくということは、子どもは国の宝ですから、行政が担っていくのは当然だというふうに思っていますので、想定の中には入ってません。想定外でございますので、よろしくお願いします。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。大変安堵をいたしました。ありがとうございました。

小中学校の統廃合については、いなべ市さんの事例が来年からスタートということもあり、勝手な早とちりもあってか、本当にすぐにも東員町の小中学校も統廃合されてしまうのかなという心配を持ってみえる方たちがいらっしゃったりしたんですが、今のお話で、もうずっと先のことだということを理解できましたので、わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に一般質問2点目、みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例について、質問をさせていただきます。

平成25年から2年がかりで公募で集まった小学校5年生から中学校1年生までの子ども委員の皆さんたち25人が中心になって、三重県内ほかの市や町に先駆けて、三重県で一番最初に子ども権利条例をつくった東員町でした。

ここに条例のリーフレットを持ってまいりました（山崎議員 資料を示す）。これが小学生低学年用、そしてこれが小学生高学年用、そしてこれが中学生一般用、中学生一般用のほうは町内全家庭に配付されていると思われま。こちらについては対象のお子さまがいらっしゃるご家庭に配付をされていると思います。

人は生まれながらにして権利、育つ権利、愛される権利、守られる権利、自分らしく生きる権利を持っていますが、子どもだからというだけで意見を聞かず、無理を押しつけたりしてはいけません。子どもの権利意識を育むために、まず大人が子どもの権利についてよく理解をして、子どもを尊重することが大切です。親、祖父母、地域の人々、先生方が子どもの気持ちや考えや意見を聞いてくれること、子どもの話に耳を傾けられる大人が東員町の子どもたちの周囲にいて、東員町の子ども全員が大切にされてほしいと、このみんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子ども権利条例全文を読み、子どもが健全に成長できる東員町であることを切に願っています。

この条例が施行されてから、子どもをめぐる状況がどう変化してきたのかなと期待をしております。

ここでお尋ねをします。

1つ目、子どもたちが自分の意見を言い、大人との議論を積み重ね、権利行使することを体得していけるような場はありますか。

2つ目、一人一人の子どもたちが安心して育つために必要なことをみんなで考えるようになっていますか。

以上、この条例は子どもに関する条例ですので、教育長さまにご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三宅 耕三君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 山崎議員の「東員町子どもの権利条例」施行後の子どもをめぐる状況についてのご質問にお答えをいたします。

本条例は多くの皆さまのご尽力により、2年間かけて策定いただき、昨年6月の議会定例会におきまして議決をいただきました。本条例策定にご尽力いただきました関係者の方々には改めて御礼を申し上げます。

本条例が施行されてから1年3カ月ほど経過をいたしました。本条例に基づき各種委員会を設置をしております。まず、第三者機関として「東員町子どもの権利委員会」を設置をいたしました。本委員会は、子どもに関する施策の充実と権利の保障を推進するために設置したもので、昨年度は2回、本年度は1回会議を開催をしております。

その他にも本条例に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ問題調査委員会」「いじめ問題調査結果審議委員会」を昨年度中に設置し、会議を開催をしております。また、子どもの権利が侵害された際の相談、救済に資するため、6名の子どもの権利擁護委員を委嘱させていただいております。

一方、学校現場での具体的な取り組みの一つとして、11月20日を「とういん子どもの権利の日」とし、この日を含む1週間を「子どもの権利を考える週間」と定めております。

子どもは現状を第一段階というとらえ方をしております。それは「子どもの権利条例」を学校現場の教職員や主体者である子どもたちがきちんと学習し、理解する段階であります。

子どもの権利は子どもの課題だと思われがちですが、実は子どもたちの幸せを追求する責務は我々大人にあり、大人の課題であるという認識を持たない限り、多くの教育課題は解決していかないのではないかと考えております。特に現場に携わっている者には、その理念の理解が必須となってきております。

現在具体的取り組みとして、町内の各小中学校では、子どもの権利を考える週間を利用して「子どもの権利」に関する授業等を行っております。昨年度は全学年が授業参観日に実施し、保護者との共通理解を進めた学校もありました。また、地区の自治会長と6年生がパネルディスカッションをし、子どもの思いや意見を表明する機会を設けたという取り組みもありました。

今年度については、予定でございますが「自分たちにかかわる人権問題について考える全校討論会」「スマートフォンのルールづくり」「子どもの権利条例概要版リーフレットを活用した授業」等が行われると報告を受けております。

このような実践の中、本条例の施行後、園や学校では、子どもの意見表明や子どもの自己決定権についての意識が少しずつ変わってきたと認識をしております。例えば5歳児の社会見学では、これまでバスガイドさんが車内の活動を進めることが当たり前でありましたが、昨年度から子どもがマイクを持って歌を進めたり、クイズを出し合ったりするようになりました。園児に任せる前は不安もありましたが、園児たちは楽しくやり切ったそうです。

小学校では修学旅行の見直しを行った学校があります。これまで教師が決めていた見学先を、子どもたちが意見を出し合い、自分たちで決められるよう、京都市内の班別行動にしたという

報告も受けております。

中学校では生徒会を中心に自分たちの授業を自分たちで見直す取り組みが行われております。この取り組みは新聞等でも取り上げられました。

これらの取り組みからも、本条例の施行に伴い、学校現場では教師や周りの大人主導で行っていたことが、子ども主体の視点で少しずつ見直されてきていることがわかります。

ただ、これはまだ学校現場内のことであります。子どもたちが大人との議論を積み重ね、権利を行使し、体得していく場をつくり上げることは、まだまだこれからの課題であると思っております。

さらに大切なことは、子どもたちの成長にとってこのような場が「生きる力」の育成につながり、大きな価値があると大人自身が認識することです。大人たちの理解と意識改革が課題であると考えております。

続きまして2点目の「子どもたちが安心して育つために必要なことをみんなで考えられるようになっていきますか」というご質問にお答えをいたします。

このための取り組みでは、町民の皆さまに対して本条例について考えてもらえるよう、本年4月に「子どもの権利条例概要版リーフレット」を自治会を通じて各戸配布をさせていただきました。また、子どもたちには、学校を通じて5月に配布をさせていただいたところでもあります。ちなみにこの概要版はホームページにも掲載させていただいております。

しかしながら「子どもの権利条例」についての認知、意識は町全体を考えた場合、まだまだのところがあり、子どもの権利委員会が中心となり、啓発についてもご審議していただいているところでもあります。

一方、教育行政に責任ある者としては、子どもの権利条例の理念にのっとり、子どもたちが安心して育つことができる環境づくりに努力しているところでもあります。

今後も引き続き条例の理念を周知しながら、全ての町民が「子どもの権利」を考え、子どもが正しく権利を行使することができるまちとなりますよう、啓発等を進めてまいります。

条例ができたからといって、子どもをめぐる状況がすぐに大きく変わるものではありませんが、一歩ずつ未来に向かって進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） 教育長さまのご答弁、ありがとうございました。

子どもたちは東員町の宝です。これからの未来を担っていつってくれる東員町の宝です。この権利条例によって子どもたちが大切に守られ、健全に育っていけば、今の大人たち、少なくとも私よりはたくましく、しっかりした人になっていつくれるだろうと期待をしています。

子どもの親として親同士のネットワーク、地域の皆さん方と自治会などの組織のネットワークで、この条例のこと、この思いを共有できるように、東員町子ども条例が広く大人にも子どもにも知ってもらえるように、自分も協力していきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。